

蔵王町ネーミングライツパートナー審査要領

1. 目的

この要領は、蔵王町ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条「審査機関」における優先交渉権者を選定するための審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 審査手順

（1）事務局による審査

事務局は応募資格等審査を行います。

（2）蔵王町ネーミングライツ審査委員会による審査

蔵王町ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）は、前号の審査結果を含めて項目別審査を行い、総合的に審査をします。

3. 審査方法等

（1）応募資格等審査

事務局は、応募申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行います。

なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施します。

また、以下の要件に一つでも該当している場合は、失格とします。

- ①応募書類に漏れなどの不備があり、応募期間内に修正されない場合
- ②応募者について、要綱第8条各号に該当する事業者等の場合
- ③応募者の提案する愛称について、要綱第9条に規定する「使用できない愛称」に該当する愛称を提案した場合

（2）項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に委員会において項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

①審査項目等

委員会が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

②採点方法

採点方法は別表2のとおりとします。

③採点手順

委員は別表１の審査項目について審査し、別表２の採点方法に基づき評価結果を点数化して、合計得点が最も高い応募者から順位をつけます。

（３）総合評価

委員会は、採点の結果、総合計点が最も高い応募者を、優先交渉権者として選定します。また、総合計点が同点だった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称」、「契約期間」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先交渉権者として選出します。

ただし、総合計点が最も高い応募者であっても、総合計点が満点の７割に満たない場合は、該当者なしとします。

4. 失格条件

- （１）ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査中に、要綱の応募の要件を失くした場合。
- （２）申込書等の提出書類に、虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。

別表１（審査項目）

審査項目	審査内容	配点・点数		
		配点	評点	点数
ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	３０		
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等	３０		
契約期間	希望期間の妥当性	１０		
地域貢献・社会貢献	・町（県）内に本社、事務所等の有無 ・町の行事・イベントの共催等の実績 ・その他町に対する地域貢献・社会貢献の実績	１０		
経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安定性等	１０		
魅力向上、地域活性化、集客の提案	施設の魅力向上、地域活性化、集客に関する提案	１０		
	合計	１００		

別表 2（採点方法）

審 査 項 目	審 査 内 容
ネーミングライツ料	《応募者 1 者の場合》 ・ 配点（30 点）× 100 % 《応募者が複数者いる場合》 ・ 配点（30 点）× 当該応募者の提案金額 ÷ 最も高い提案金額
愛称	・ 親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、下記判断基準により採点します。
契約期間	《募者 1 者の場合》 ・ 配点（10 点）× 100 % 《応募者が複数者いる場合》 ・ 配点（10 点）× 当該応募者の応募期間 ÷ 最も長い応募期間 ※ただし、応募期間が募集要領に定める契約期間に満たない場合は 0 点とする（対象がイベント・事業の場合を除く）。
地域貢献・社会貢献	・ 町（県）内に本社、事務所等の有無 ・ 町の行事・イベントの共催等の実績 ・ その他町に対する地域貢献・社会貢献の実績
経営の安定性	・ 決算報告書等による経営状況、安定性等を下記判断基準により採点します。
魅力向上、地域活性化、集客の提案	・ 施設の魅力向上、地域活性化、集客に関する提案について下記判断基準により採点します。

※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出する。

【判断基準】

評 定	評 価	点 数
A	優秀である	配点 × 1.0
B	満足である	配点 × 0.8
C	平均的である	配点 × 0.6
D	物足りない	配点 × 0.4
E	劣っている	配点 × 0.2